平成 ３０ 年
３月　２日

ふれあい通信

第　４　号

新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動

1 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底

右側を一列に！

家族ぐるみでの交通安全指導

高齢ドライバー

速度を落とし視野を広く持ち安全確認を十分に。過信は禁物！

2 高齢ドライバーと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

3 通学・通園路を中心とした交通危険箇所での安全確保(保護誘導活動)の推進

手をあげよう！

昨年、県内で歩行中に怪我をした子供（小学生以下）は６０人で、約５割は自宅から５００メートル以内の距離で事故が起きています。

◎通学路や自宅付近を子供(孫)と一緒に歩いて点検しましょう。
◎生活道路では速度を落とし、飛び出しに注意しましょう。

昨年、県内の交通事故死者数は５５人で、うち２９人（約５割）が６５歳以上の高齢者でした。高齢者の死亡事故の特徴は、歩行者が１１人と多く、自動車同乗中が６人と次いで多く発生しました。

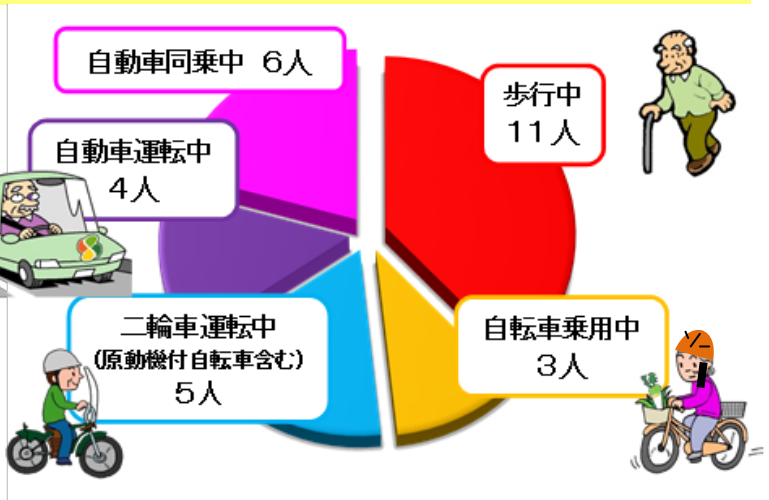

シートベルトは命綱！反射材も身に付けて！

悪質 危険！

あおり運転

絶対ダメ！

どけどけ！

あおり運転は、他の車両に対して

- 車間距離を異常に詰める
- ハイビーム、パッシングを繰り返す
- クラクションを執拗に鳴らす
- 左右に進路変更し、車体を振る
- 幅寄せをする

等、進路を譲るよう相手を威嚇したり、嫌がらせをするなどの行為が該当します。

あおり運転等の悪質・危険な運転は、取締りの対象になります。

「ハイビームやパッシング、クラクション、幅寄せなどによって、他者を威嚇したり嫌がらせをする。」

例えば…

進路変更禁止違反
（道路交通法第26条）

減光等義務違反
（道路交通法第52条第2項）

車間距離保持義務違反
（道路交通法第26条）

「極端に車間距離を詰め進路を譲るよう強要する。」

交通安全のポイント

思いやり・ゆずり合い

ハガキやメールの架空請求 詐欺に注意！

実際に送ってきたハガキです。

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号（わ）309　訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

連絡先に電話すると、不安をあおって、

※ コンビニの収納代行サービス

による支払いなどで騙し取る悪質な手口です。

※　コンビニで十数桁の番号を店員に伝えて収納代行業者を通じて代金を支払うことができるサービス

県内各地で「ハガキが送られてきた」等の相談が寄せられています。ハガキを受けても記載されている連絡先には電話しないで、警察等へ相談してください。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

ＦＡＸ配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。 また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表）　Eメール x0022@police.pref.shiga.jp